

適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応について

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始され、当組合もインボイス制度への対応を下記のとおり行っています。

| | |
|----------------------------|--|
| 適格請求書発行事業者 登録番号 | 一般会計 T3000020209601 電気事業特別会計 T1800020004114 |
| 対応施設 | 松本クリーンセンター 塩尻クリーンセンター あずさセンター |
| 内 容 | 対応帳票（領収書等）に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の追加 |